別紙２

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業
に関するＱ＆Ａ
＜企業版ふるさと納税（人材派遣型）編＞

注意
　本Ｑ＆Ａは、随時見直しを行っております。
　ご使用の際は、必ず最新版のＱ＆Ａをご確認下さい。

2020 年 10 月 13 日

内閣府　地方創生推進事務局

総務省　地域力創造グループ

目　次

11．企業版ふるさと納税（人材派遣型）について
Q11－１．企業版ふるさと納税（人材派遣型）の定義・・・・・・・・・・・・・・・・1
Q11－２．対象となる任用・勤務形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Q11－３．派遣元企業との兼業の可否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Q11－４．地域再生計画の変更認定申請の要否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
Q11－５．留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

＜参考＞「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するＱ＆Ａ（第８版）＜認定申請編＞」において関連するＱ＆Ａ（抜粋）
３．対象となる事業（個別具体的な事業）について
Ｑ３－１．既存事業の申請
Ｑ３－２．着手済み事業の申請
Ｑ３－３．寄附の振替
Ｑ３－５．基金への積立て
Ｑ３－９．国の補助金・交付金対象事業の地方負担分への充当
Ｑ３－10．地方負担分へ地方創生応援税制を充当できる国の補助金・交付金①
Ｑ３－13．地方負担分へ地方創生応援税制を充当できる国の補助金・交付金②
Ｑ３－14．地方債の起債対象事業への充当
Ｑ３－15．特別交付税措置の対象事業への充当

別紙
「地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧」

＜参考＞「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するＱ＆Ａ（第８版）＜事業実施・実施状況報告編＞」において関連するＱ＆Ａ（抜粋）
４．寄附の受領について
Ｑ４－１．寄附の受領時期
Ｑ４－２．寄附の金額の目安に対するペナルティ
Ｑ４－３．事業費確定前の寄附の申し出
Ｑ４－５．出納整理期間中の寄附受領
Ｑ４－６．地方創生応援税制の対象法人
Ｑ４－７．「本社の立地する地方公共団体」への寄附①
Ｑ４－８．「本社の立地する地方公共団体」への寄附②

５．寄附企業に対する行為の制限について
Ｑ５－１．経済的利益の供与とは①
Ｑ５－２．経済的利益の供与とは②

６．変更・取消しについて
Ｑ６－１．地域再生計画の変更認定申請
Ｑ６－２．対象事業の繰り越し
Ｑ６－６．地域再生計画の認定取消事由
Ｑ６－７．地域再生計画の認定取消がなされた場合の寄附金の取扱い

７．税額控除について
Ｑ７－１．税制優遇措置の内容
Ｑ７－２．税制優遇措置を受けるための企業における手続
Ｑ７－３．受領証の交付①
Ｑ７－４．受領証の交付②

８．効果検証及び報告について
Ｑ８－１．国への事業の実施状況に関する報告
Ｑ８－２．寄附額が事業費を上回った場合の対応
Ｑ８－３．国への事業の実施状況に関する報告の公表
Ｑ８－４．住民に対する効果検証結果の公表
Ｑ８－５．寄附企業に対する効果検証結果の公表

９．地方議会との関係について
Ｑ９－１．議会対応
Ｑ９－２．地方自治法上の「負担付の寄附」

10．広報について
Q10－１．国の広報
Q10－２．地方公共団体の広報

参考様式
・Ａ４－３：まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について
・Ａ７－３：受領証
・Ａ８－１：まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告書
・Ａ８－１：まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定について

11. 企業版ふるさと納税（人材派遣型）について

Q11－１． 企業版ふるさと納税（人材派遣型）に該当するのは、どのような場合ですか。	A11－１． 企業版ふるさと納税（人材派遣型）とは、企業から企業版ふるさと納税に係る寄附及び人材の提供がなされる場合のうち、当該寄附があった年度と同一の年度に、当該人材が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する地方公共団体の職員として任用される場合のほか、地域活性化事業を行う各種団体等であって、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関与するものにおいて採用される場合をいいます。 したがって、 ・地方公共団体が任用するものの、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業とは無関係な業務に専ら従事する場合や、 ・地方公共団体等が寄附企業との協定などに基づき、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する社員の派遣を受けるものの、当該団体等の職員として任用や採用をしない場合 などは、企業版ふるさと納税（人材派遣型）には該当しません。 企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図ることを目的としています。
Q11－２． 企業版ふるさと納税（人材派遣型）は、どのような任用･勤務形態が対象になりますか。	A11－２． 地方公共団体の職員として任用する場合には、任期付職員等、地方公務員法等に基づいて任用することを想定しています。
Q11－３． 派遣元企業の業務にも従事することは可能ですか。	A11－３． まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に専ら従事することが基本ですが、任命権者による兼業許可を受ければ、可能です（地方公務員法第 38 条）。
Q11－４． 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用にあたって、既に認定を受けている地域再生計画の変更認定申請は必要ですか。	A11－４． 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用そのものをもって直ちに地域再生計画の変更認定申請が必要になるわけではありません。

Q11－５． 　地方公共団体等が寄附企業の人材を受け入れるに当たり、留意すべき事項は何ですか。	A11－５． 　地方公共団体等が、寄附企業から受け入れる人材に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に当たりその能力を十分に発揮してもらうとともに、円滑で適切な事業遂行を図る観点から、寄附を受けた地方公共団体としては、事前に寄附企業及び関係する各機関と協議し、当該人材がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施において担う役割などについて合意したうえで人材が受け入れられるようにしてください。また、当該人材が従事するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に当たり、当該地方公共団体の事務等について助言・サポートを行うよう努めるようにしてください。 　加えて、透明性確保の観点から、地方公共団体等は、個人情報保護に関する法令等を遵守の上で、寄附企業の人材がまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に従事する職員として任用又は採用されること及び当該人材の受入期間を対外的に明らかにする（その時期や内容・方法は、地域の実情に応じて適切に対応すること。）ようにしてください。

＜参考＞「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するＱ＆Ａ（第８版）＜認定申請編＞」において関連するＱ＆Ａ（抜粋）

３．寄附の対象となる事業について

Ｑ３－１． 既存の住民サービスとして行ってきた事業は対象となりますか。	Ａ３－１． 既存の住民サービスとして行ってきた事業についても、地方創生に資するものであって、寄附を契機として質的又は量的な変化があることを明確に説明できる場合には対象となり得ます。
Ｑ３－２． 着手済みの事業について地域再生計画を作成して、認定申請することはできますか。また、地域再生計画を申請する時点において着手済みの事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできますか。	Ａ３－２． まち・ひと・しごと創生寄附活用事業は、地域再生計画の認定後に事業を実施（着手）することを想定しているので、原則として着手済みの事業（地域再生計画の認定前に支出負担行為を行ったもの）については対象となりません。 ただし、 ①地域再生計画認定まで事業着手を遅らせると、当該事業の目的達成に支障が生じうること。 ②当該事業の予算計上に際し、地方創生応援税制の活用を予定していることが明らかにされており、単なる財源振替ではないこと。 のいずれも満たす場合には、事前着手が可能であるため、個別にご相談ください。
Ｑ３－３． イベント等への協賛金など従来から行われている寄附について、地方創生応援税制に係る寄附として受領することはできますか。	Ａ３－３． 地方創生応援税制は、産官学金労言士が参画して策定した地方版総合戦略に位置づけられた、KPI の設定や PDCA サイクルの整備等によって効果が高いと考えられる事業への寄附に対して税制上の特例措置がなされるものです。そのため、従来から行っている事業を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、単に振り替えるようなことは行わないようにしてください(Ｑ３－１参照)。 本税制の趣旨を踏まえた事業を企画立案し、法人に対してその内容をよく説明することにより、法人が事業の趣旨に賛同した結果として寄附が行われるようにしてください。
Ｑ３－５． 地方公共団体が行う基金への積立てに対して、地方創生応援	Ａ３－５． 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）に示す要件・運用管理を備える基金への積立てに充てる寄附については、本税制の対象となります。

<table>
<tr><td>税制に係る寄附を充てることはできますか。</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｑ３－９．
国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。</td><td>Ａ３－９．
地方創生応援税制の制度の趣旨は、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な事業を支援するものであることから、国の補助金や交付金の対象となる事業の地方負担分については、原則として地方創生応援税制に係る寄附を充てることはできません。
ただし、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方大学・地域産業創生交付金の対象となる事業をはじめ、地方創生に関連する国の補助金・交付金（Ｑ３－１０参照）の地方負担分については、地方創生応援税制に係る寄附を充てることができます。
また、奨励的補助金や都道府県の補助金等、地方財政措置を伴わない補助金や交付金（普通交付税措置のみによるものを含む）の地方負担分についても、地方創生応援税制に係る寄附を充てることが可能です。疑義がある場合には個別にご相談ください。
なお、地方債の起債対象事業や特別交付税措置の対象となる事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てる場合には、Ｑ３－１４及びＱ３－１５を参照の上、以下の様式を参考に、各地方公共団体において適切に取り扱うようにしてください。

＜参考＞
<table><tr><th>事業名</th><th>充当額</th><th>補助・単独の別</th><th>補助金・交付金名</th><th>特別交付税措置の有無</th><th>地方債の起債の有無</th><th>本税制に係る寄附金を控除した上で地方財政措置を活用しているか</th></tr><tr><td>A事業</td><td>●万円</td><td>補助</td><td>a 交付金</td><td>○</td><td>○</td><td>確認済み</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>Ｑ３－１０．
地方負担分へ地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる国の補助金・交付金とは、どのようなものを指しているのですか。</td><td>Ａ３－１０．
別紙「地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧」に掲載された補助金・交付金を指します。※上述の地方財政措置とは、「特別交付税によるもの」「元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債によるもの」を指しています。</td></tr>
</table>

Ｑ３－１３． 　地方公共団体の地方創生プロジェクトが複数の事業で構成されている場合(各事業費は明確に区分されている)、うち一つの事業に国の補助金や交付金(地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及び地方大学・地域産業創生交付金をはじめ、地方創生に関連する国の補助金・交付金(Ｑ３－１０参照)を除く。)を受けると、他の事業にも寄附を充てることはできなくなりますか。	Ａ３－１３． 　全体として１つのプロジェクトであっても、プロジェクトを構成する各事業の事業費が明確に区分されているのであれば、事業ごとに、補助金等（Ａ３－１０に掲げる国の補助金・交付金を除く。）と地方創生応援税制をそれぞれ活用することができます。
Ｑ３－１４． 　地方債の起債対象事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。	Ａ３－１４． 　地方債の起債対象事業に地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですが、その場合は、一般に、当該寄附は当該事業の控除財源として取扱うことが適当であると考えられます。 　＜イメージ＞ 　　地方債の充当率が 30%の１億円の事業を計画しており、当該事業に対して 5,000 万円の寄附がなされる場合の起債可能額は、 　　［事業費（１億円）－地方創生応援税制に係る寄附（5,000 万円）］×30%＝1,500 万円 　となる。 ※地方創生応援税制に係る寄附を充てない場合は、起債可能額は 3,000 万円
Ｑ３－１５． 　特別交付税措置の対象となる事業に対して、地方創生応援税制に係る寄附を充てることは可能ですか。	Ａ３－１５． 　特別交付税の算定上、地方創生応援税制が適用される寄附は算定経費から控除する必要があります。

（別紙）地方財政措置を伴う補助金や交付金のうち、地方負担分に地方創生応援税制に係る寄附を充てることができる補助金・交付金一覧

※ 当該一覧は、特別交付税や元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債による補助金・交付金のうち、地方創生応援税制との併用が認められるものです。このほか、奨励的補助金や都道府県の補助金等、地方財政措置を伴わない補助金や交付金（普通交付税措置のみによるものを含む）の地方負担分にも寄附を充てることができます。

※ 各補助金・交付金事業の詳細は、各府省庁の担当部署に問い合わせてください。

※ 当該一覧に掲載された補助金・交付金に係る地方財政措置の内容について確認する場合、まずは各地方公共団体の財政担当部局と密に連携をとり充当事業に対応する地方財政措置について擦り合わせた上で、確認が必要な点は、各府省庁の担当部署に問い合わせてください。（対象が一部に限定されるものもありますので、充当に当たっては、十分ご留意ください。）

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL（直通）
1	内閣府	子ども・子育て支援整備交付金	可能			子ども・子育て本部（子ども・子育て支援担当）付事業第１係	03-6257-3082
2		特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	可能			総合海洋政策推進事務局有人国境離島政策推進室	03-6257-3953
3		沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）	可能			沖縄振興局特定事業担当	03-6257-1675
4		沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）	可能			政策統括官(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)付	03-6257-1683
5		地方創生推進交付金	可能	有	一定以上の寄附を充当する場合に、事業期間の延長	地方創生推進事務局交付金Ｔ	03-3581-4213
6		地方創生拠点整備交付金	可能			地方創生推進事務局交付金Ｔ	03-3581-4213
7		地方創生整備推進交付金	可能			地方創生推進事務局参事官（地域再生担当）付	03-5510-2456
8		地方大学・地域産業創生交付金	可能			地方創生推進事務局参事官（地方大学・産業創生担当）付	03-6257-1405
9	警察庁	都道府県警察施設整備事業に係る補助金	可能			長官官房会計課	03-3581-0141
10		特定交通安全施設等整備事業に係る補助金	可能			交通局交通規制課	03-3581-0141
11	総務省	高度無線環境整備推進事業	可能			総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課ブロードバンド整備推進室政策係	03-5253-5866
12		携帯電話等エリア整備事業	可能			総合通信基盤局電波部移動通信課第一業務係	03-5253-5894
13		過疎地域等自立活性化推進交付金	可能			自治行政局過疎対策室	03-5253-5536
14		地域経済循環創造事業交付金	可能			自治行政局地域力創造グループ地域政策課企画第一係	03-5253-5523
15		ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業	可能			情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室高度化推進係	03-5253-5808
16		放送ネットワーク整備支援事業（地域ケーブルテレビネットワーク整備事業）	可能			情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室高度化推進係	03-5253-5808
17		放送ネットワーク整備支援事業（地上基幹放送ネットワーク整備事業）	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5737
18		民放ラジオ難聴解消支援事業	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5949
19		地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業	可能			情報流通行政局地上放送課	03-5253-5949
20	文部科学省	健全育成のための体験活動推進事業	可能			初等中等教育局児童生徒課	03-6734-4728
21		公立学校施設整備費負担金	可能			大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課　執行係	03-6734-2463
22		学校施設環境改善交付金	可能			大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課　整備計画係	03-6734-2466
23	文化庁	博物館クラスター推進事業	可能	有	採択に関する査定の加算項目	文部科学省 文化庁 企画調整課総括担当	03-6734-3134
24		文化財補助金	可能			文部科学省 文化庁 文化経済・国際課税制担当 ※事業毎に担当課にお繋ぎします。	03-6734-4844
25	農林水産省	農業人材力強化総合支援事業のうち農業経営確立支援事業	可能			経営局就農・女性課農業教育グループ	03-6744-2160
26		鳥獣被害防止総合対策交付金	可能	有	採択に関する査定の加算項目	農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	03-3591-4958
27		農山漁村振興交付金[うち農泊推進対策における施設整備事業（活性化計画に基づくものに限る）及び農山漁村活性化整備対策]	可能	有	採択に関する査定の加算項目	農村振興局地域整備課	03-3501-0814
28		海岸保全施設整備事業	可能			農村振興局防災課	03-6744-2199

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL（直通）
29	農林水産省	農業競争力強化基盤整備事業	可能			農村振興局農地資源課 農村振興局水資源課	03-6744-2208 03-3502-6246
30		中山間地域農業農村総合整備事業	可能			農村振興局地域整備課	03-6744-2200
31		農村地域防災減災事業	可能			農村振興局整備部防災課	03-6744-2210
32		農地耕作条件改善事業	可能			農村振興局農地資源課	03-6744-2208
33		農業水路等長寿命化・防災減災事業	可能			農村振興局水資源課 農村振興局防災課	03-3502-6246 03-6744-2210
34		農山漁村地域整備交付金	可能			農村振興局地域整備課	03-6744-2200
35		多面的機能支払交付金	可能			農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室	03-6744-2197
36		中山間地域等直接支払交付金	可能			農村振興局地域振興課	03-3501-8359
37		環境保全型農業直接支払交付金	可能			生産局農業環境対策課	03-6744-0499
38	水産庁	海岸保全施設整備事業	可能			防災漁村課	03-3502-5304
39		漁村振興対策地方公共団体整備費補助（うち漁港機能増進事業）	可能			計画課	03-3506-7897
40		水産基盤整備事業	可能			計画課	03-3502-8491
41		浜の活力再生・成長促進交付金（うち水産業強化支援事業）	可能			防災漁村課	03-6744-2391
42		水産業競争力強化緊急事業（うち水産業競争力強化緊急施設整備事業）	可能			防災漁村課	03-6744-2391
43	林野庁	林業成長産業化総合対策（うち林業・木材産業成長産業化促進対策交付金）	可能			経営課	03-3502-8055
44		森林整備事業	可能			整備課	03-6744-2303
45		治山事業	可能			治山課	03-6744-2308
46	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	可能			総合政策局地域交通課	03-5253-8396
47		「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（集落活性化推進事業費補助金）	可能	有	採択に当たって一定程度配慮	国土政策局地方振興課	03-5253-8403
48		社会資本整備総合交付金	可能	有	配分に当たって一定程度配慮	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	03-5253-8967
49		防災・安全交付金	可能	有	配分に当たって一定程度配慮	大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室	03-5253-8967
50		補助事業（道路）	可能			道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
51		補助事業（河川）	可能			水管理・国土保全局治水課流域調査係	03-5253-8455
52		補助事業（ダム）	可能			水管理・国土保全局治水課計画係	03-5253-8453
53		補助事業（砂防）	可能			水管理・国土保全局砂防部砂防計画課企画係	03-5253-8467
54		補助事業（下水道）	可能			水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業係	03-5253-8430
55		補助事業（港湾）	可能			港湾局計画課	03-5253-8668
56		補助事業（海岸）	可能			港湾局海岸・防災課 水管理・国土保全局海岸室	03-5253-8688 03-5253-8471
57		補助事業（空港）	可能			航空局総務課政策企画調査室	03-5253-8695
58	観光庁	観光振興事業費補助金（公共交通利用環境の革新等事業）	可能			国土交通省総合政策局地域交通課	03-5253-8396
59		観光振興事業費補助金（観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業）	可能			観光庁外客受入担当参事官室	03-5253-8972
60		観光振興事業費補助金（観光地域振興無電柱化推進事業）	可能			国土交通省道路局環境安全・防災課	03-5253-8495
61		観光振興事業費補助金（先進的サイクル環境整備事業）	可能			国土交通省道路局参事官	03-5253-8497

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税との併用	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			可否	有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL（直通）
62	観光庁	観光振興事業費補助金（古民家等観光資源化支援事業）	可能			国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室	03-5253-8517
63		観光振興事業費補助金（「道の駅」インバウンド対応拠点化整備事業）	可能			観光庁外客受入担当参事官室	03-5253-8972
64		海洋周辺地域における訪日観光の充実・開拓及び魅力向上	可能			国土交通省港湾局海洋・環境課 国土交通省海事局内航課	03-5253-8684 03-5253-8625
65		文化資源（文化財等）を活用したインバウンドのための環境整備	可能			文化庁文化経済・国際課	03-6734-3044
66		国立公園のインバウンドに向けた環境整備	可能			環境省自然環境局国立公園課	03-5521-8278
67		訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業	可能			観光庁外客受入参事官室	03-5253-8972
68		観光振興事業費補助金（城泊・寺泊による歴史的資源の活用事業）	可能			観光庁観光資源課	03-5253-8925
69	環境省	自然環境整備交付金	可能			自然環境局自然環境整備課	03-5521-8281
70		環境保全施設整備交付金	可能			自然環境局自然環境整備課	03-5521-8281
71		循環型社会形成推進交付金	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係、浄化槽推進室	03-5521-8337 03-5501-3155
72		廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金）	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337
73		廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金）	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337
74		廃棄物処理施設整備交付金	可能			環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課施設第一係	03-5521-8337
75	防衛省	障害防止対策事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
76		施設周辺整備助成補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
77		道路改修等事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
78		施設周辺整備統合事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
79		再編推進事業費補助金	可能			地方協力局周辺環境整備課	03-5362-4849
80		教育施設等騒音防止対策事業費補助金（一般防音）	可能			地方協力局防音対策課	03-5362-4837

※ その他、以下の事業（委託費）に関し、地方公共団体独自の取組に寄附を充てた場合、インセンティブを付与することとしています。

No.	府省庁	補助金・交付金の名称	企業版ふるさと納税を活用した場合のインセンティブの付与		担当部署	
			有無	インセンティブの具体的な内容	担当課室名	TEL（直通）
1	文部科学省	地域との協働による高等学校教育改革推進事業	有	採択に関する査定の加算項目	初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高等学校改革推進室	03-6734-2022
2		WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業	有	採択に関する査定の加算項目	初等中等教育局参事官（高等学校担当）付高等学校改革推進室	03-6734-3300

＜参考＞「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するＱ＆Ａ（第８版）＜事業実施・実施状況報告編＞」において関連するＱ＆Ａ（抜粋）

４．寄附の受領について

Ｑ４－１． 法人からの寄附はいつ受領することができるのですか。	Ａ４－１． 法人からの寄附は、地域再生計画の認定後であれば、受領が可能です。 ただし、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に確実に充てる必要があるため、 ・事業費の確定前に寄附を受領する場合は、地域再生計画に記載した「寄附の金額の目安」の範囲内で、 ・事業費の確定後に寄附を受領する場合は、事業費の範囲内で、 受領してください。 事業費の確定後は、事業費の範囲内であれば「寄附の金額の目安」を超えて寄附を受領することが可能となります。 事業費を超えて寄附を受領した場合には、当該事業に係る地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがありますので、最終的に寄附額が事業費を超えないよう適切に管理してください。 また、事業実施後に国へ当該事業の実施状況を報告する際に、寄附法人の法人番号を記載することとしているため、寄附を受領する際に把握するように努めてください。 なお、基金への積立てに充てる寄附については、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）を参照してください。
Ｑ４－２． 地域再生計画に定めた寄附の金額の目安に比べ、実際に受け入れた寄附が少ない場合にペナルティが課せられることはあるのですか。	Ａ４－３． 寄附の金額の目安とは、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費の確定前に地方公共団体が受領することのできる寄附額の上限となる目安額を指します。 したがって、寄附の金額の目安に比べ、実際に受け入れた寄附が少ない場合であってもペナルティが課せられることはありません。
Ｑ４－３． 事業費が確定する前に、企業から寄附の	Ａ４－３． 事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、随時、企業からの寄附の申し出を受けることが可能です。認定後に特例措置が

申し出を受けることはできますか。	活用されないことのないよう、できるだけ多くの企業に事前に相談・説明するようにしてください。 　その際、地方公共団体において、企業からの寄附の申し出を記録しやすいよう、別添に参考様式を作成しておりますので、必要に応じてご活用ください。
Ｑ４－５． 　寄附を受領した日が、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施年度の出納整理期間となった場合、当該寄附を事業実施年度の歳入として取り扱うことは可能ですか。	Ａ４－５． 　地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の事業費に充てられる必要がありますので、実際の寄附金の受領時期が出納整理期間になることが予想される場合には、基金を活用した事業による場合を除き、寄附を行う法人に対して年度内に納入通知書を発しておく必要があります。この場合には、当該寄附金は事業実施年度の歳入となります。 　なお、寄附を行った法人に対する税額控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されることとなります。そのため、事業年度が４月１日に始まる法人が３月 31 日までに寄附を行い、前事業年度に本税制の適用を受けることを希望する場合には、当該法人とよく相談の上、事業の執行を管理して年度内に寄附を受領できるようにしてください。
Ｑ４－６． 　どのような法人からの寄附であっても、地方創生応援税制の対象となりますか。	Ａ４－６． 　外国法人を含め、青色申告書を提出している法人からの寄附であれば、地方創生応援税制の適用を受けることができます。 　ただし、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施する地方公共団体内に本社が所在する法人からの寄附については、地方創生応援税制の適用はありません。
Ｑ４－７． 　企業が本社の立地する地方公共団体に寄附を行う場合は、優遇措置の対象から除外することとされていますが、「本社の立地する地方公共団体」とは何を指しますか。	Ａ４－７． 　地方税法における「主たる事務所又は事業所が所在する地方公共団体」のことを指します。
Ｑ４－８． 　本社が所在する地方公共団体への寄附は、地方創生応援税制の対象外とされてい	Ａ４－８． 　事業実施主体が市町村である場合は、市町村単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する市町村に本社が所在する企業からの寄附については地方創生応援税制の対象外となる一方、同じ都道府県内の他の市町村に本社が所在する企業からの寄附につ

ますが、本社が所在する地方公共団体とはどの範囲を指すのですか。	いては地方創生応援税制の対象となります。 　事業実施主体が都道府県である場合は、都道府県単位で本社所在地を判断するため、事業を実施する都道府県内に本社が所在する企業の寄附については、全て地方創生応援税制の対象外となります。

５．寄附企業に対する行為の制限について

Ｑ５－１． 　内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、どのような行為を行ってはいけないのですか。	Ａ５－１． 　法人に対し、寄附を行うことの代償として以下の行為が禁止されています。 　a. 補助金を交付すること。 　b. 他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。 　c. 入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。 　d. 合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。 　e. このほか、経済的な利益を供与すること。 　なお、寄附をした法人に対して、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合には、地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。
Ｑ５－２． 　寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような事例が該当しますか。	Ａ５－２． 　内閣府令において寄附の代償としての経済的な利益を供与することは禁止されていますが、経済的な利益の供与に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることになります。 　一般的に、経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。 　①寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。 　②地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。 　③まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施

	設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。 ④社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。 他方で、経済的な利益の供与に該当する例は、以下のとおりとなります。 ①商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。 ②寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。 ③まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

６．変更・取消しについて

Ｑ６－１． 認定後の地域再生計画について、事業内容や期間にどの程度の変更がある場合に、変更認定申請が必要となりますか。	Ａ６－１． 原則として認定を受けた地域再生計画の内容に変更があった場合には、変更認定申請が必要です。 ただし、軽微な変更（地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更）については、変更認定申請の必要はありません（別途内閣府への報告をお願いします。）。具体のケースについては、個別にご相談ください。 なお、寄附額については事業実施後に報告をいただきますので、地域再生計画の認定時点から変更があった場合でも変更認定申請は必要ありません（Ｑ８－１参照）。
Ｑ６－２． 認定を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を繰り越すことは可能ですか。	Ａ６－２． まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業の進捗状況等に応じて地方公共団体において繰り越し処理をすることは、制度上可能です。 ただし、寄附の申し込みがあることをもって繰越明許の未収入特定財源として取り扱うことはできません。一方、企業が寄附を支払うことを書面で通知している場合等、債権債務関係が確定しているとみなせる場合には、未収入特定財源としての寄附を繰り越すことができます。なお、当初執行予定の年度に寄附を受領している場合には、当該寄附金を既収入特定財源として繰り越すことができます。
Ｑ６－６． どのような場合に	Ａ６－６． 地域再生計画の認定基準に適合しなくなったと認められる場

地域再生計画の認定が取り消されることとなるのですか。	合には、認定が取り消されることがあります。 具体的には、以下の事例が想定されます。 ・寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合 ・地方公共団体が寄附企業に対し、寄附の見返りとして、経済的な利益の供与を行った場合 ・何らかの事情により、計画に基づく事業を実施しても、当初の目標が達成される見込みが無くなった場合 ・事業実施のスケジュールが大幅に遅延した場合や事業の実施が不可能となった場合等、事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれなくなった場合
Ｑ６－７． 地域再生計画の認定が取り消されることとなる場合のうち、寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合とは、具体的にどのようなことを想定しているのですか。	Ａ６－７． 寄附が事業の実施に必要な費用に充てられるよう留意せず、事業を適切に実施していない場合とは、 ・当該事業の進捗を確認することなく、寄附を受領する場合 ・寄附の総額が事業費を上回る蓋然性が高いにもかかわらず、更に寄附を募集する等、地方公共団体が事業の適切な実施を妨げる行為を行う場合 ・寄附を基金の積立てに充てる場合に、当該事業の終了時に基金への積立額の総額が事業費を上回るおそれがある場合 ・実施報告において寄附の総額が事業費を上回り、国が地方公共団体に対し是正の要求を行ったにもかかわらず適正化の措置を講じない場合 を想定しており、特に、是正の措置の要求に従わない等、地方公共団体に悪質性が見られる場合に認定を取り消すことを原則として考えています。

７．税額控除について

Ｑ７－１． 地方創生応援税制は、どのような税制優遇措置ですか。	Ａ７－１． 法人住民税、法人事業税、法人税の税額控除の優遇措置です。 Ａ）法人住民税 寄附額の４割（従前：２割）を税額控除（法人住民税法人税割額の 20%が上限） Ｂ）法人税 法人住民税の控除額が寄附額の４割（従前：２割）に達しない場合、寄附額の４割（従前：２割）に相当する額から

	法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の１割、法人税額の５％が上限） Ｃ）法人事業税 寄附額の２割（従前：１割）を税額控除（法人事業税額の20%が上限） ※　上記については、令和２年４月１日以後に開始する企業の事業年度から適用されます。施行日前に開始した事業年度分については、従前の税額控除割合が適用されます。
Ｑ７－２． 優遇措置を受けるために、企業は何らかの申請が必要ですか。	Ａ７－２． 租税の申告時に、地方創生応援税制の適用がある寄附を行った旨を申告するとともに、寄附先の地方公共団体から交付を受けた受領証の写しを提出（法人税の申告にあっては保管）する必要があります。 税制上の手続に係る詳細については、課税庁から発表されている情報を確認してください。
Ｑ７－３． 地方公共団体は、寄附を行った企業に対し、受領証を交付する必要がありますか。	Ａ７－３． 内閣府令で規定する様式の受領証を、寄附を行った企業に対し交付する必要があります（地域再生法施行規則第 14 条及び別記様式３、別添を参照）。 なお、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を活用する場合には、別添の参考様式のとおり、以下の内容を追記した受領証を交付してください。 ※　以下に該当する場合には、（　　）内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。 （　　）地域雇用開発助成金の対象となる事業（区域：　　） （実施期間：　年　月　日～　年　月　日）に対する寄附として受領したもの
Ｑ７－４． 企業から複数のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を一度に受領した場合に、事業ごとに受領証を交付する必要があるのですか。	Ａ７－４． 事業ごとに区分して受領証を交付する必要があります。

８．効果検証及び報告について

Ｑ８－１． まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業実施後に国への報告が必要ですか。	Ａ８－１． 事業期間内の各会計年度終了後及び事業の完了後には、事業の実施状況に関する報告書を、内閣府令及び地域再生計画認定申請マニュアル（各論）で定めるところにより、速やかに提出してください（地域再生法施行規則第 14 条及び別記様式３の２、マニュアル掲載の添付書類を参照）。なお、事業費が確定する前に寄附の受領を行った場合には、別添の参考様式を参考に、国への報告の後に、地方公共団体から寄附企業に対して確実に事業に充当した旨の報告書を提出してください。
Ｑ８－２． まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、受け入れた寄附額が事業費を上回ったことが判明した場合には、どのように対応すべきでしょうか。	Ａ８－２． 地方創生応援税制に係る寄附については、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に確実に充てられる必要があることから、寄附の総額が事業費を超えないように適切に管理を行ってください。 天災等のため事業実施が困難となった等により、やむを得ず受領した寄附の総額が事業費を上回った場合は、受領した寄附のうち事業費を上回った部分について、寄附企業の理解を得た上で、他のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に充てることにより寄附の総額が事業費を超えないようにしてください。 なお、国への事業の実施状況に関する報告（Ｑ８－１参照）において、寄附額が事業費を上回っていることが判明した場合には、地域再生計画の認定が取り消されることがあります。加えて、地方創生推進交付金の特例部分（横展開タイプ事業の４、５年目）については認められず、仮に、当該年度の事業に着手している場合には、交付決定の取消や当該費用に係る交付金の返還等が必要となる場合があります。
Ｑ８－３． 国への報告内容は公表されますか。	Ａ８－３． 事業の実施状況に関する報告書を一律に公表することはありません。 ただし、寄附額が事業費を上回っていることが明らかになった場合等、報告内容によっては、地域再生計画の認定の取消し等となることもあり、仮に認定が取り消された場合には、内閣府ホームページでその旨が公示されます。
Ｑ８－４． 事業検証の結果について、住民に対して	Ａ８－４． 企業の寄附を活用し、効果が高い地方創生事業が行われたことを住民が知ることができるよう、広報誌やホームページ等を通じ

公表する必要がありますか。	て積極的に事業検証の結果を公表するようにしてください。
Ｑ８－５． 　事業検証の結果について、寄附を受けた企業に対して報告する必要がありますか。	Ａ８－５． 　企業は、寄附を行った事業がどのような成果を上げたかについて、株主や社内に説明する必要があると考えられますので、寄附企業に対して事業検証の結果を報告するようにしてください。 　具体的な報告の方法については、国において一律に定めるものではありませんが、寄附企業に対して個別にお知らせするなど、それぞれの地方公共団体の判断で適切な方法により行うようにしてください。

９．地方議会との関係について

Ｑ９－１． 　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、議会にどのように対応するべきですか。	Ａ９－１． 　事業の予算化等について、各地方公共団体の議会において十分に審議をしてください。 　また、事業の実施後においても、透明性の確保の観点から、寄附企業の名称及び寄附額、実施結果を執行部から議会に報告することが望ましいです。
Ｑ９－２． 　地方創生応援税制に係る寄附については、地方自治法上の「負担付の寄附」に該当することとなり、歳入に当たって地方議会の議決が必要となるのではないでしょうか。	Ａ９－２． 　地方自治法上の「負担付の寄附」とは、反対給付的な意味において、地方公共団体の負担を伴う一定の条件が付されるものをいいます。単に用途を指定するような寄附はこれに該当しないことから、本税制に係る寄附は、一般的には、地方自治法上の「負担付の寄附」には当たりません。

10．広報について

Ｑ１０－１． 　認定を受けた地域再生計画に係るまち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、企業がどのようにして	Ａ１０－１． 　地域再生法に基づき認定を受けた地域再生計画については、一覧表及び全ての地域再生計画を内閣府のホームページで公表します。 　また、地方公共団体においても、認定を受けた事業をホームページで公表することをはじめ、企業に対して積極的にＰＲをする

知ることができるのでしょうか。	ようにしてください。
Ｑ１０－２． 　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を行った企業の名前や寄附額を公表する必要がありますか。	Ａ１０－２． 　寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表するようにしてください。企業名や寄附額を非公表とする場合であっても、非公表とする理由等について、地方公共団体においても説明責任を果たせるようにしてください。 　なお、国においても、寄附について公表を希望しない企業を除き、企業名や寄附額を公表しています。

＜Ａ４－３．の参考様式＞

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附の申し出について

年　　月　　日

〇〇市町村長　殿

（法人名）
（法人番号）

貴団体で実施される予定である□□事業に対し、下記の額を寄附することを申し出ます。

記

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

※なお、上記の寄附は指定のあった時期（〇月頃）に振り込みます。

別記様式第３（第１４条関係）

受領証

年　　月　　日

法人の名称及び代表者の氏名　殿

地方公共団体の長の氏名　　印

地域再生法第１３条の２に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

１．事業の名称
２．寄附年月日　　年　月　日
３．寄附金額　　円

注　必要に応じて、上記の寄附を充当するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の詳細を本受領証に追記するようにしてください。

○　地域雇用開発助成金の対象となる事業に対する寄附として受領した場合には、以下のとおり、本受領証に追記すること。

※　以下に該当する場合には、（　　）内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。

（　　）地域雇用開発助成金の対象となる事業（区域：　　）（実施期間：　年　月　日～　年　月　日）に対する寄附として受領したもの

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

＜Ａ８－１．の別記様式＞

別記様式第３の２（第１４条関係）

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施報告書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿

認定地方公共団体の長の氏名　　印

年　　月　　日付けで認定を受けた地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る　　年度の実施状況について、地域再生法施行規則第１４条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　地域再生計画の名称及び事業の名称

地域再生計画の名称	
事業の名称	

２　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の実績

年度	
事業費計（円）	
寄附額計（円）	

法人名	法人番号	寄附額（円）	受領日	公表の可否

注　別記様式第３による受領証を交付した全ての寄附について記載してください。

３　事業の実施状況に関する客観的な指標

指標	

	年　月	目標値	実績値
申請時			
初年度			
２年目			
３年目			
４年目			
５年目			

注　まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施期間中に寄附を充当した事業に関連する指標を全て記載してください。

＜Ａ８－１．の参考様式＞

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る事業費の確定について

年　　月　　日

株式会社〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇　殿

地方公共団体の長の氏名

年　月　日付けで貴社から寄附を受領した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、〇〇年度の事業費が確定しましたので、下記のとおり報告します。

記

１．事業の名称

２．確定した事業費及び当該事業に対する寄附の受領額

確定した事業費	円
当該事業に対する寄附の受領額	円
うち、貴社からの寄附の受領額	円